電気通信事業法施行規則及び事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備） **第二十七条の二**　法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれかに該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの ［イ～ホ　略］ へ　事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するＰＨＳ用設備（第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号の二及び第十二号の二において単に「ＰＨＳ用設備」という。） ［ト　略］ ［三　略］ （事業用電気通信設備の自己確認の届出） **第二十七条の五**　法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。 ［一～三　略］ 四　携帯電話用設備又は特定携帯電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）　次に掲げる書類 ［イ・ロ　略］ ハ　トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加を想定した過負荷試験に関する説明書 ニ　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。） 四の二　ＰＨＳ用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）　次に掲げる書類 イ　第一号に掲げる書類（同号ソ及びクに掲げるものを除く。） ロ　トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策措置に関する説明書	（損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備） **第二十七条の二**　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ ［イ～ホ　同上］ へ　事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するＰＨＳ用設備（第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四号及び第十二号において単に「ＰＨＳ用設備」という。） ［ト　同上］ ［三　同上］ （事業用電気通信設備の自己確認の届出） **第二十七条の五**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　携帯電話用設備、特定携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）　次に掲げる書類 ［イ・ロ　同上］ ［新設］ ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。） ［新設］